

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により届出があった次の大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に対する市町村等の意見を同法第8条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成30年12月21日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール名取

名取市杜せきのした五丁目3番地の1

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

イオンモール株式会社 代表取締役社長 吉田 昭夫

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

3 市町村の意見の概要

- (1) 来客による交通混雑が懸念されるため、公共交通機関利用に係る取り組み及び、従業員の公共交通機関の利用に配慮願います。
- (2) 土曜日、日曜日、祝日等の混雑が予想されるときは、引き続き車両出入口などに交通誘導員などを設置し、歩行者の安全確保及び駐車場空きスペースへの車両の円滑な誘導に対処願います。
- (3) 万引き防止対策について、引き続き配慮願います。
- (4) 来客者の駐車自家用車に車上荒らし等が発生しないよう配慮願います。
- (5) 事業活動に伴い生じる廃棄物については、発生抑制に努められたい。
- (6) 循環型社会を形成するため、リサイクルを前提とした商品の構成に努められたい。
- (7) 名取市に廃棄物を排出処分する場合は、名取市の排出基準を遵守されたい。
- (8) 廃棄物の保管にあたっては十分なスペースを確保し、保管は屋内に密封された施設で行い、悪臭及び衛生面に配慮し、適切な温度管理をされたい。
- (9) ごみの発生、保管、排出状況把握等を担当する責任者の配置について、配慮されたい。
- (10) 建設作業を実施する場合は、周辺住民に周知するとともに、騒音や振動等の公害苦情が発生しないよう、使用する建設機械等は低騒音、低振動型のものを導入されたい。

- (11) 工事車両等の運行にあたっては、不必要な空ぶかしやアイドリング禁止などにより騒音防止の徹底を図られたい。
- (12) 駐車場での自動車アイドリング、空ぶかし等や利用客の話し声などによる騒音により近隣の方々に迷惑をかけないように、利用者への指導の徹底、夜間の駐車場使用の自粛等を徹底されたい。
- (13) 近隣の自動車の走行や渋滞によって生じる騒音については、生活環境への配慮の観点から、できるだけ渋滞を少なくするような手段を講じるなど騒音の軽減に努められたい。
- (14) 騒音、振動に係る特定施設を配置する際には、敷地境界線上における振動レベル及び騒音レベルを正確に把握し、規制基準を超過しないよう十分な防止策を講じられたい。また、設置後も同様に超過しないよう適切な管理を行うとともに、周辺住民に迷惑が掛からないよう十分に配慮されたい。
- (15) 大規模小売店舗立地法第10条に謳われている、周辺の地域の生活環境の保持についての適正な配慮の観点から、地域住民（町内会等）と定期的に協議（意見交換等）する場を設けられるよう努められたい。
- (16) N o . 2 交差点から N o . 5 交差点まで、現在でも店舗利用客による渋滞が発生しており、市道杜せきのした増田線の出入も困難となるため、対策を検討願います。
- (17) 都市計画道路大手町下増田線と国道4号バイパス交差点については現在でも店舗利用客による渋滞が発生しており、宮城県では交差点の交通量を調査し、N o . 2 交差点から N o . 1 交差点までレーンの増設、N o . 1 交差点から N o . 2 交差点まで右折レーン長の延伸を進めているので、渋滞対策について整合を図ってください。
- (18) 歩道平板ブロックは、一般部と大型乗入部では設計強度が違い、一般部から大型貨物自動車等が乗入するとブロックが著しく破損するため、歩行者の安全と街の景観を保全するため乗入区分を遵守願います。

4 地域住民等の意見の概要

なし

5 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工金融課，宮城県県政情報センター及び名取市役所

6 縦覧期間

平成30年12月21日から平成31年1月21日まで(ただし、閉庁日を除く。)